国民年金第1号被保険者は産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

問日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)2220 ☎(562)9638 国保年金課 ☎・億(582)1120 四(582)1138

国民年金第1号被保険者(20~59歳の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、 無職の人など)で、平成31年2月1日以降に出産した場合は、産前産後の国民年金 保険料が一定期間免除されます。免除期間中は保険料を納付したものとして老齢 基礎年金の受給額に反映されます。免除の適用を受けるには届け出が必要です。届 け出は、出産予定日の6ヵ月前からでき、出産後はいつでもできます。現在、一般 保険料免除や法定免除の適用を受けている人も届け出が必要です。

保険料納付が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間。ただし、多胎妊娠(2) 人以上を同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前か ら最大6ヵ月間

※出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいい、死産、流産、早産の場合を含 みます。



	3ヵ月前	2ヵ月前	1ヵ月前		1ヵ月後	2ヵ月後	3ヵ月後
単胎の人				出産予定日 (出産日)			
多胎の人				出産予定日 (出産日)			

日毎年金番号が分かるもの(年金手帳など)、免許証など本人確認書類、母子健康手帳(出産前に届け出する場合の み)、委任状(同世帯以外の人が届出する場合のみ)、出生証明書など出産日および親子関係が確認できる書類 (子が別世帯の場合のみ)

令和4年度 就学援助制度の申請受け付けを開始

経済的にお困りの保護者に対し、給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助します。

圀市立小中学校に在学もしくは市内在住で国立・県立・私立小中学校に在学する児童・生徒がいる保護者で、下 記のいずれかに該当する人

①児童扶養手当を受給している ②生活保護を受給している ③市民税が非課税である ④市民税が減免さ れている ⑤個人事業税が減免されている ⑥国民年金保険料が免除されている ⑦国民健康保険税が減免 されている ⑧生活福祉資金の貸し付けを受けている ⑨同一生計を営む(同居している)世帯全員の令和3 年中の合計所得が基準以下(所得制限あり)

- 援助内容(支給限度額あり) 学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費 など
- **闻**3月31日(木)までの平日に必要書類などを直接、学校教育課へ提出。ただし、3月5日(土)午前9時〜正午は 受け付けを行います。学校への提出はできません。
 - ※令和3年度に受給していた人には、申請書を自宅へ郵送します。

必要書類など

- 申請書(学校教育課に設置または市ホームページからダウンロード可) ※家族全員のマイナンバーを記入す る欄がありますので、窓口で記入する場合は、ご注意ください。
- ・支店名、口座番号、口座名義が分かる面の振込口座通帳のコピー
- 申請者本人のマイナンバーカード ※マイナンバーを作成していない場合は、①マイナンバーの通知カード ②運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関で発行された写真付きの本人確認書類。なお、②の 代用として、健康保険証、児童扶養手当証書、6ヵ月以内の公共料金の領収書のうち2つの提示でも可
- 証明書類(上記要件の4)~(⑧を理由に申請する人のみ)
- ・地方税関係情報の取得に関する「同意書」(1月2日以降に守山市に転入した人のみ、18歳未満を除く世帯全員 の自署)